

徳島県規則第九十五号

興行場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年徳島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。  
第二条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、興行場営業を営む者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第一号（興行場の構造設備に変更がない場合に限る。）及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第二条に次の一号を加える。

四 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第二条の二第一項第一号を次のように改める。

一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

様式第一号中「徳島県収入証紙ちよう付欄」を「徳島県収入証紙貼付欄」に改め、同様の備考1に次のように加える。

興行場法施行細則第2条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第一号の二の備考1を次のように改める。

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

附 則

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

2 改正後の興行場法施行細則の様式に相当する改正前の興行場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。